

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月20日提出
【計算期間】	第24特定期間（自 2025年1月21日 至 2025年7月22日）
【ファンド名】	ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型） ニッセイ世界高配当株ファンド（年2回決算型）
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

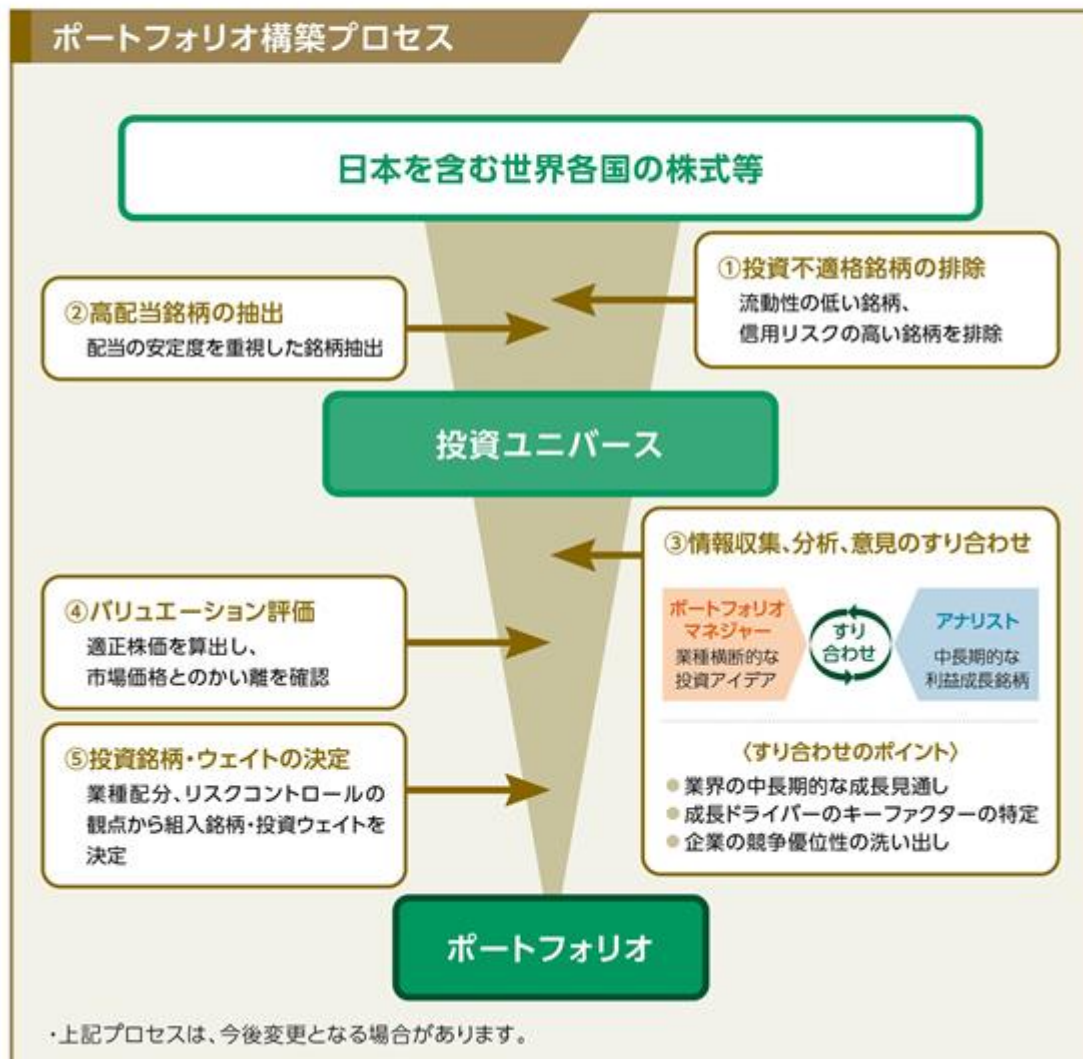
基本方針

ファンドは、配当等収益の確保と信託財産の成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

ファンドの特色

①世界各国の高配当株式等に投資します。

- 相対的に配当利回りが高く利益成長が見込まれる銘柄を中心に銘柄選定を行い、“安定的な配当収益”と“値上がり益”の獲得をめざします。
- 先進国、新興国を問わず、日本を含む世界各国の株式等を投資対象とします。
- 投資対象には不動産投資信託（リート）等を含みます。



2 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ[※]は行いません。

※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

1 基準価額は、為替変動の影響を直接的に受けます。

3 毎月決算を行う「毎月決算型」と、年2回決算を行う「年2回決算型」があります。

毎月決算型	●毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき、原則として収益の分配を行います。 〈収益分配方針〉 ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。 ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 
年2回決算型	●毎年、1月20日および7月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき、原則として収益の分配を行います。 〈収益分配方針〉 ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。 ② 信託財産の成長に資することを目的に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して分配金額を決定します。 

1 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

●「毎月決算型」と「年2回決算型」との間でスイッチング(乗換え)^{*}を行うことができます。

※スイッチング(乗換え)とは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が
支払われるイメージ

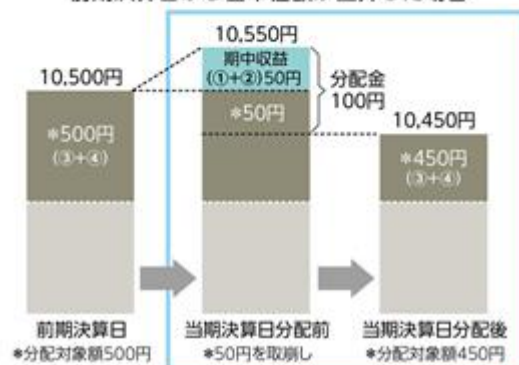
ファンドの信託財産

分配金

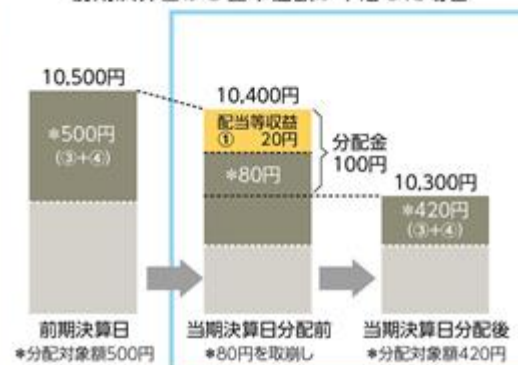
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

■ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合



※ 実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

各ファンドにつき、5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

- 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型		不動産投信
	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

属性区分表 「毎月決算型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル （日本含む）		
債券 一般	年 1 回	日 本		
公債	年 2 回	北 米	ファミリー ファンド	あ り （ ）
社債	年 4 回	欧 州		
その他債券 クレジット属性 （ ）	年 6 回 （隔月）	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式・ 不動産投信） 資産配分変更型））	年12回 （毎月）	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
	日 々	アフリカ		
	その他 （ ）	中近東 （中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマー ジング		

属性区分表 「年2回決算型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般	年1回	日本		
公債	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
社債	年4回	欧州		
その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	アジア		
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・ 不動産投信) 資産配分変更型))	日々	中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東)		
		エマー ジング		

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

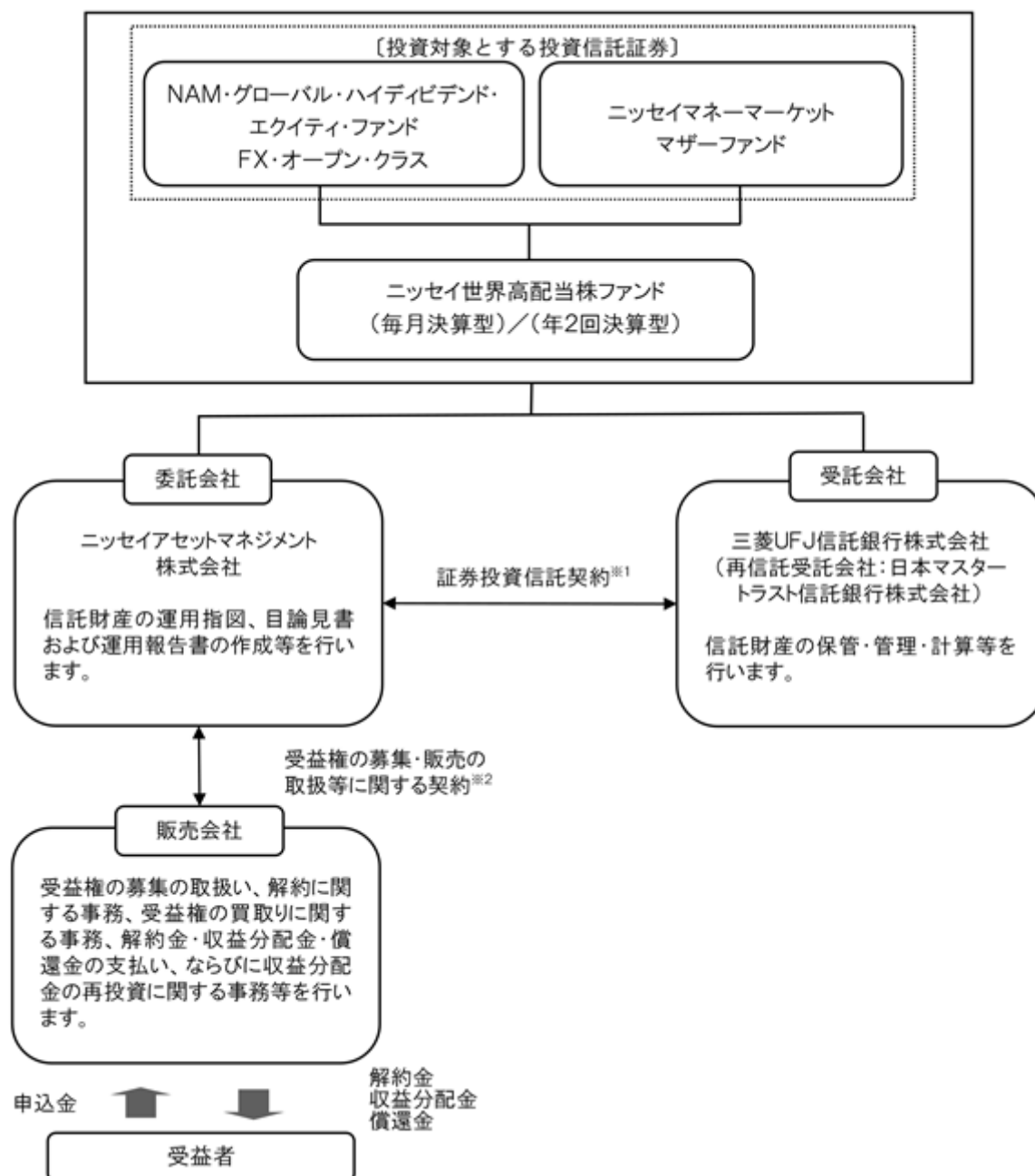
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・不動産投 信)資産配分変更 型))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、ファンドの実質的な運用を投資信託証券にて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年12回(毎月)	目論見書または約款において、主として株式、不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条において、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2013年7月23日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】



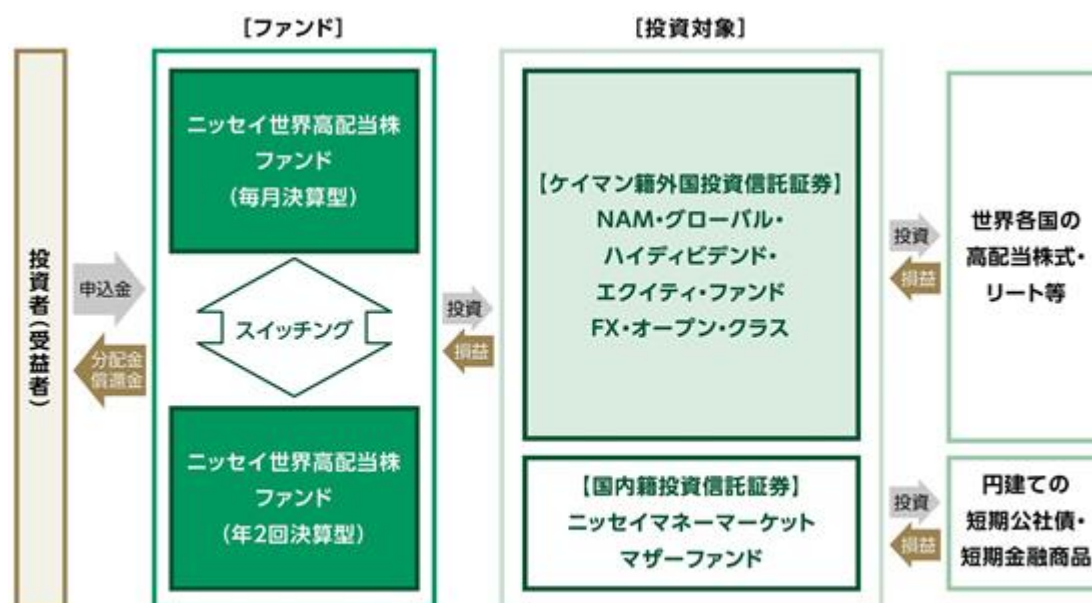
- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

- 以下、各ファンドが投資対象とする投資信託証券のそれぞれを「指定投資信託証券」ということがあります。

< ファンドの形態 >

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ 方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。



・「毎月決算型」と「年2回決算型」との間でスイッチングを行うことができます。

委託会社の概況（2025年7月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- ・ 設立年月日：1995年4月4日
- ・ 資本金の額：100億円
- ・ 沿革

1985年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
1995年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
1998年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
2000年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

・ 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドは、配当等収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

主として、NAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド FX・オープン・クラス（以下「外国投資信託証券」ということがあります）への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式および上場不動産投資信託等に実質的な投資を行います。

実質的な組入外貨建資産については、対円での為替変動リスクを低減するための為替ヘッジを原則として行いません。

指定投資信託証券の投資割合については、委託会社が市況動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、NAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド FX・オープン・クラスを高位に保つことを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

a 主な投資対象

円建ての外国投資信託であるNAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド FX・オープン・クラスおよびニッセイマネーマーケットマザーファンドを主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

< 指定投資信託証券の概要 >

1. NAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド FX・オープン・クラス

形態	ケイマン籍 外国投資信託（円建て） / オープン・エンド型
投資目的	主に日本を含む世界各国の株式および上場不動産投資信託等に投資し、配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長をめざします。
運用方針	・ 主に日本を含む世界各国の株式および上場不動産投資信託等に分散投資します。 ・ 予想配当利回り、配当政策、流動性および個別企業分析・株価評価等を勘案してポートフォリオを構築します。 ・ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ○ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 通常の状況において、総資産総額の50%以上を日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される有価証券に投資します。 ・ 同一企業の発行済み株式数の半数を超える株式への投資は行いません。 ・ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、純資産総額の5%以下とします。 ・ 原則として残存借入総額は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 流動性の低い資産への投資割合は、純資産総額の15%以下とします。
収益分配	受託会社の判断により、原則として毎月の分配を行う方針です。 なお、上記収益分配方針は、ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型） / （年2回決算型）の収益分配方針ではありません。
運用報酬	純資産総額に対し、年率0.575%程度 なお、年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。
その他の費用	信託財産に関する租税 / 組入る有価証券の売買委託手数料 / 信託事務の処理に要する費用 / 信託財産の監査費用 / 法律関係の費用 / 外貨建資産の保管費用 / 借入金の利息 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動し、またファンドが投資対象とする上場不動産投資信託等の運用報酬等の費用は銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	3月31日
運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド
管理事務代行会社	BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド
副管理事務代行会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・シンガポール支店
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

２．ニッセイマネーマーケットマザーファンド

投資対象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主な投資制限	・株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買委託手数料 / 信託事務の諸費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	原則として、4・10月の各15日
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ｂ 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産（国内の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券

主として次の１．および２．に掲げる投資信託証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます）のほか、次の３．から６．に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、国内の通貨建表示のものに限ります）に投資します。

１．ＮＡＭ・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド ＦＸ・オープン・クラス

２．ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるニッセイマネーマーケットマザーファンド

３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記３．の証券の性質を有するもの

- 5．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます）
- 6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま）

なお、5．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品

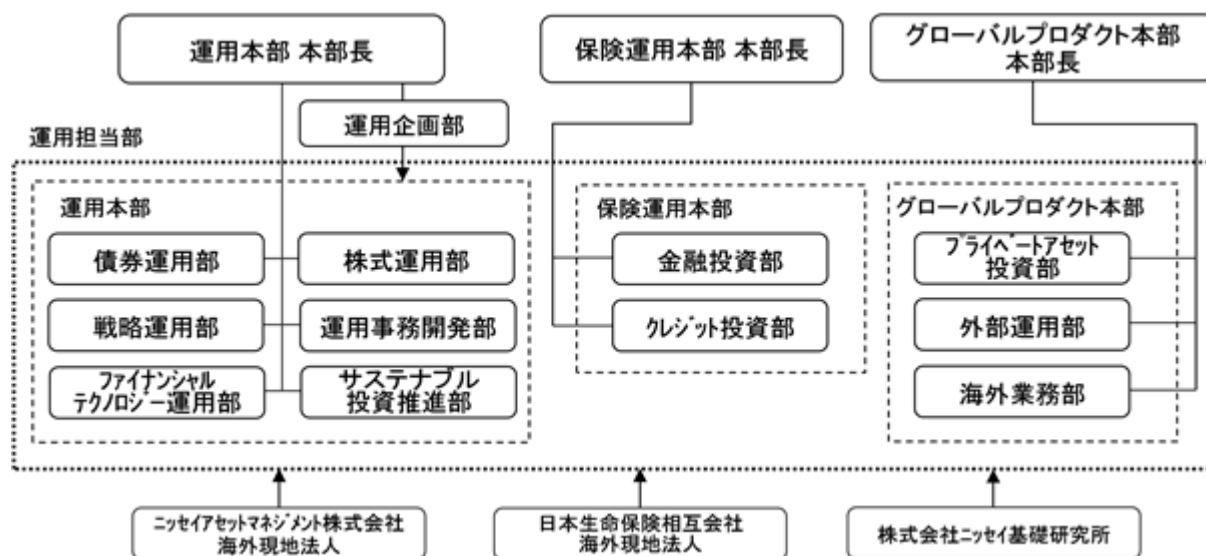
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することができます。

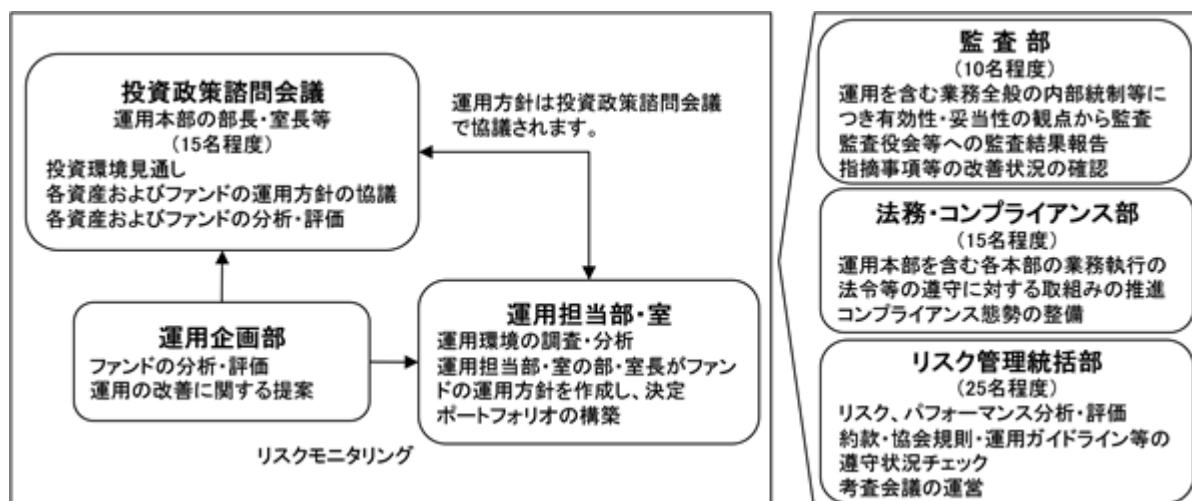
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、「毎月決算型」においては、第1計算期間末には、分配を行いません。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2. 分配対象額についての分配方針

「毎月決算型」

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

「年2回決算型」

信託財産の成長に資することを目的に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

「毎月決算型」

毎決算日とし、決算日は毎月20日（年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

「年2回決算型」

毎決算日とし、決算日は毎年1月20日および7月20日（年2回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

< 分配金支払いコースの場合 >

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

< 分配金再投資コースの場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】**a 約款に定める主な投資制限**

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

株式への直接投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限**公社債の借入れ**

1．信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。

2．前記1．は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。

4．前記1．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

資金の借入れ

1．信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2．一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・不動産投資信託（リート）投資リスク

保有不動産に関するリスク

リーートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。

リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リーートの価格が下落することがあります。

金利変動リスク

リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。

また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リーートの価格が下落することがあります。

信用リスク

リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リーートの経営や財務状況が悪化した場合、リーートの価格が下落することがあります。

リートおよび不動産等の法制度に関するリスク

リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リーートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

・為替変動リスク

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

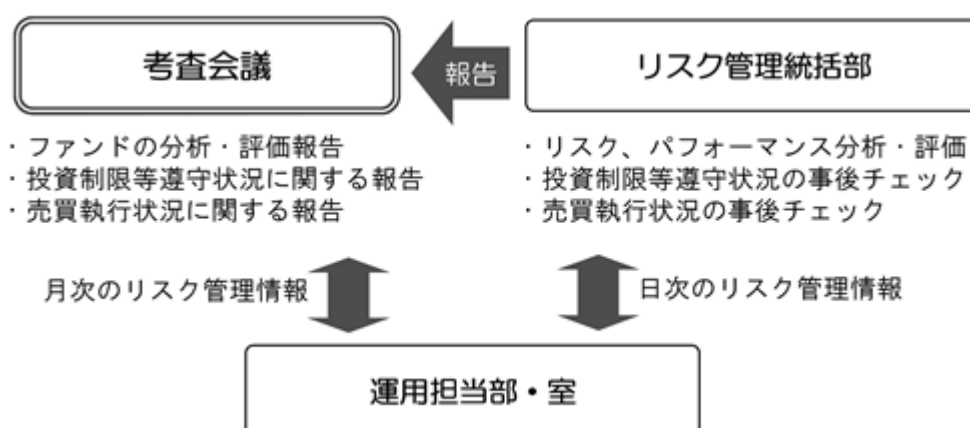
コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当する必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

（２）投資リスク管理体制



１．リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

- ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

２．運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

- 上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

< 流動性リスクに関する管理体制 >

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

●ニッセイ世界高配当株ファンド(毎月決算型)

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



●ニッセイ世界高配当株ファンド(年2回決算型)

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。

・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

1 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

- 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2375%（税抜1.125%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

販売会社毎の 各ファンド毎の純資産総額	支払先および配分（年率・税抜）		
	委託会社	販売会社	受託会社
1,000億円超 の部分	0.200%	0.900%	0.025%
500億円超 1,000億円以下 の部分	0.250%	0.850%	
500億円以下 の部分	0.300%	0.800%	

- ・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

前記 の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（参考１）投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬率（年率）

外国投資信託証券	0.575%程度
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	ありません。

（参考２）指定投資信託証券を含めた実質的な信託報酬

信託財産の純資産総額に年1.8125%（税込）程度をかけた額となります。

- 「実質的な信託報酬」とは、ファンドが投資対象とする外国投資信託証券を100%組入れた場合の費用です。上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な信託報酬は変動します。
また、投資対象とする外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。
- ファンドが投資対象とする外国投資信託証券において、実質的に投資する上場不動産投資信託等には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

(4) 【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額		監査報酬率	
100億円超	の部分	年 0.0011%	(税抜0.001%)
50億円超 100億円以下	の部分	年 0.0022%	(税抜0.002%)
10億円超 50億円以下	の部分	年 0.0044%	(税抜0.004%)
10億円以下	の部分	年 0.0110%	(税抜0.010%)

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

- 上記の 、 および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「 4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「 4 手数料等及び税金」の「 (1) 申込手数料」から「 (4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分 配 時：分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買 取 請 求 時：買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。

申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分 配 時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

- 解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

- 確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

< 少額投資非課税制度について >

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、いずれのファンドもNISAの対象ではありません。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して

以下の税率により源泉徴収 されます。

益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出 されます。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金支払いコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。	収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

毎月決算型

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
2.03%	1.23%	0.79%

年2回決算型

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
2.03%	1.23%	0.79%

・対象期間:2025年1月21日～2025年7月22日

・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

・総経費率には、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

・投資対象ファンドの運用管理費用は、②その他費用の比率に含めています。また、投資対象ファンドの費用とファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、②その他費用の比率に含めています。

・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）

2025年7月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券		5,189,426,748	98.16
	内 ケイマン諸島	5,189,426,748	98.16
親投資信託受益証券		10,041	0.00
	内 日本	10,041	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		97,188,185	1.84
純資産総額		5,286,624,974	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ世界高配当株ファンド（年２回決算型）

2025年7月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券		2,877,773,644	98.16
	内 ケイマン諸島	2,877,773,644	98.16
親投資信託受益証券		10,041	0.00
	内 日本	10,041	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		53,824,578	1.84
純資産総額		2,931,608,263	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイマネーマーケット マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券		1,540,999,243	74.21
	内 日本	1,540,999,243	74.21
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		535,475,989	25.79
純資産総額		2,076,475,232	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）

2025年7月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額 面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	NAM・グローバル・ハイ ディビデンド・エクイ ティ・ファンド FX・ オープン・クラス ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	55,153,860.65	94.3099	94.0900	-	98.16
				5,201,560,597	5,189,426,748	-	
2	ニッセイマネーマーケッ ト マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	9,984	1.0056	1.0058	-	0.00
				10,040	10,041	-	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2025年7月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
投資信託受益証券	外国		98.16
	小計		98.16
親投資信託受益証券	国内		0.00
	小計		0.00
合 計（対純資産総額比）			98.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ世界高配当株ファンド（年2回決算型）

2025年7月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額 面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	NAM・グローバル・ハイ ディビデンド・エクイ ティ・ファンド FX・ オープン・クラス ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	30,585,329.41	94.3099	94.0900	-	98.16
				2,884,502,416	2,877,773,644	-	
2	ニッセイマネーマーケッ ト マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	9,984	1.0056	1.0058	-	0.00
				10,040	10,041	-	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2025年7月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
投資信託受益証券	外国		98.16
	小計		98.16
親投資信託受益証券	国内		0.00
	小計		0.00
合 計（対純資産総額比）			98.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイマネーマーケット マザーファンド

2025年7月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	第752回 東京都公募公債 日本	地方債 証券	200,000,000	99.81 199,626,519	99.81 199,626,519	0.126 2025/12/19	9.61
2	第158回 共同発行市場 公募地方債 日本	地方債 証券	182,000,000	99.52 181,131,300	99.52 181,131,300	0.08 2026/5/25	8.72
3	第756回 東京都公募公債 日本	地方債 証券	182,000,000	99.51 181,113,275	99.51 181,113,275	0.05 2026/6/19	8.72
4	平成28年度第5回 愛知 県公募公債 日本	地方債 証券	182,000,000	99.49 181,077,211	99.49 181,077,211	0.07 2026/6/29	8.72
5	平成28年度第1回 広島 県公募公債 日本	地方債 証券	181,000,000	99.52 180,149,210	99.52 180,149,210	0.08 2026/5/25	8.68
6	平成27年度第13回 京 都府公募公債 日本	地方債 証券	180,000,000	99.63 179,336,784	99.63 179,336,784	0.11 2026/3/17	8.64
7	令和2年度第10回 北海 道公募公債（5年） 日本	地方債 証券	175,000,000	99.92 174,874,903	99.92 174,874,903	0.02 2025/9/25	8.42
8	令和2年度第3回 仙台市 公募公債（5年） 日本	地方債 証券	90,000,000	99.65 89,688,182	99.65 89,688,182	0.01 2026/1/28	4.32
9	第748回 東京都公募公債 日本	地方債 証券	87,000,000	100.01 87,016,854	100.01 87,016,854	0.456 2025/9/19	4.19
10	平成27年度第1回 静岡 市公募公債 日本	地方債 証券	87,000,000	99.98 86,985,005	99.98 86,985,005	0.476 2025/11/25	4.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2025年7月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
公社債券	国内	地方債証券	74.21
	小計		74.21
合 計（対純資産総額比）			74.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【投資不動産物件】

ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）

該当事項はありません。

ニッセイ世界高配当株ファンド（年２回決算型）

該当事項はありません。

（参考）

ニッセイマネーマーケット マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）

該当事項はありません。

ニッセイ世界高配当株ファンド（年２回決算型）

該当事項はありません。

（参考）

ニッセイマネーマーケット マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）

直近日（2025年7月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第5特定期間末 (2016年1月20日)	17,871,865,736	17,967,176,311	0.9376	0.9426
第6特定期間末 (2016年7月20日)	15,718,881,609	15,802,505,835	0.9399	0.9449
第7特定期間末 (2017年1月20日)	14,078,526,230	14,152,318,151	0.9539	0.9589
第8特定期間末 (2017年7月20日)	12,759,410,515	12,822,360,890	1.0134	1.0184
第9特定期間末 (2018年1月22日)	11,244,925,941	11,300,054,507	1.0199	1.0249
第10特定期間末 (2018年7月20日)	9,769,443,954	9,820,968,827	0.9480	0.9530
第11特定期間末 (2019年1月21日)	8,651,122,574	8,700,903,689	0.8689	0.8739
第12特定期間末 (2019年7月22日)	8,070,966,694	8,117,028,743	0.8761	0.8811
第13特定期間末 (2020年1月20日)	7,424,555,363	7,464,991,305	0.9181	0.9231
第14特定期間末 (2020年7月20日)	5,588,770,795	5,627,356,207	0.7242	0.7292
第15特定期間末 (2021年1月20日)	5,425,042,442	5,459,625,243	0.7844	0.7894
第16特定期間末 (2021年7月20日)	5,075,452,900	5,105,579,148	0.8424	0.8474
第17特定期間末 (2022年1月20日)	5,056,723,605	5,083,743,401	0.9357	0.9407

第18特定期間末 (2022年7月20日)	4,814,849,885	4,839,998,337	0.9573	0.9623
第19特定期間末 (2023年1月20日)	4,143,003,731	4,166,052,474	0.8987	0.9037
第20特定期間末 (2023年7月20日)	4,797,188,353	4,821,820,104	0.9738	0.9788
第21特定期間末 (2024年1月22日)	5,022,050,086	5,047,027,697	1.0053	1.0103
第22特定期間末 (2024年7月22日)	5,444,303,690	5,468,086,993	1.1446	1.1496
第23特定期間末 (2025年1月20日)	5,330,958,933	5,354,027,235	1.1555	1.1605
第24特定期間末 (2025年7月22日)	5,306,817,332	5,329,016,904	1.1953	1.2003
2024年7月末日	5,315,990,100	-	1.1202	-
8月末日	5,100,554,630	-	1.0840	-
9月末日	5,145,674,252	-	1.0915	-
10月末日	5,266,527,743	-	1.1305	-
11月末日	5,181,408,057	-	1.1069	-
12月末日	5,336,561,441	-	1.1548	-
2025年1月末日	5,355,465,687	-	1.1610	-
2月末日	5,157,827,104	-	1.1275	-
3月末日	5,121,674,482	-	1.1235	-
4月末日	4,815,102,509	-	1.0624	-
5月末日	5,045,784,308	-	1.1252	-
6月末日	5,206,522,897	-	1.1665	-
7月末日	5,286,624,974	-	1.1922	-

ニッセイ世界高配当株ファンド（年2回決算型）

直近日（2025年7月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第5計算期間末 (2016年1月20日)	7,488,085,736	7,488,085,736	1.0700	1.0700
第6計算期間末 (2016年7月20日)	6,574,334,962	6,574,334,962	1.1080	1.1080
第7計算期間末 (2017年1月20日)	5,761,384,981	5,761,384,981	1.1624	1.1624
第8計算期間末 (2017年7月20日)	4,823,243,908	4,823,243,908	1.2738	1.2738
第9計算期間末 (2018年1月22日)	4,131,812,585	4,131,812,585	1.3205	1.3205
第10計算期間末 (2018年7月20日)	3,639,255,700	3,639,255,700	1.2670	1.2670
第11計算期間末 (2019年1月21日)	3,179,245,380	3,179,245,380	1.2003	1.2003
第12計算期間末 (2019年7月22日)	3,004,366,544	3,004,366,544	1.2515	1.2515

第13計算期間末 (2020年1月20日)	2,836,347,518	2,836,347,518	1.3573	1.3573
第14計算期間末 (2020年7月20日)	2,183,778,426	2,183,778,426	1.1173	1.1173
第15計算期間末 (2021年1月20日)	2,251,274,056	2,251,274,056	1.2596	1.2596
第16計算期間末 (2021年7月20日)	2,208,065,230	2,208,065,230	1.4010	1.4010
第17計算期間末 (2022年1月20日)	2,390,798,593	2,390,798,593	1.6092	1.6092
第18計算期間末 (2022年7月20日)	2,396,230,849	2,396,230,849	1.7001	1.7001
第19計算期間末 (2023年1月20日)	2,287,082,204	2,287,082,204	1.6467	1.6467
第20計算期間末 (2023年7月20日)	2,429,637,721	2,429,637,721	1.8439	1.8439
第21計算期間末 (2024年1月22日)	2,601,482,944	2,601,482,944	1.9625	1.9625
第22計算期間末 (2024年7月22日)	2,948,172,215	2,948,172,215	2.2973	2.2973
第23計算期間末 (2025年1月20日)	2,940,813,775	2,940,813,775	2.3855	2.3855
第24計算期間末 (2025年7月22日)	2,939,920,809	2,939,920,809	2.5349	2.5349
2024年7月末日	2,879,416,146	-	2.2482	-
8月末日	2,800,601,321	-	2.1875	-
9月末日	2,828,507,198	-	2.2136	-
10月末日	2,913,633,201	-	2.3033	-
11月末日	2,798,477,009	-	2.2649	-
12月末日	2,903,633,078	-	2.3739	-
2025年1月末日	2,948,017,197	-	2.3970	-
2月末日	2,804,868,645	-	2.3380	-
3月末日	2,795,056,188	-	2.3399	-
4月末日	2,617,623,876	-	2.2234	-
5月末日	2,784,382,078	-	2.3653	-
6月末日	2,896,239,913	-	2.4633	-
7月末日	2,931,608,263	-	2.5283	-

【分配の推移】

ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）

	1口当たりの分配金（円）
第5特定期間	0.0300
第6特定期間	0.0300
第7特定期間	0.0300
第8特定期間	0.0300
第9特定期間	0.0300
第10特定期間	0.0300
第11特定期間	0.0300
第12特定期間	0.0300
第13特定期間	0.0300
第14特定期間	0.0300
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0300
第18特定期間	0.0300
第19特定期間	0.0300
第20特定期間	0.0300
第21特定期間	0.0300
第22特定期間	0.0300
第23特定期間	0.0300
第24特定期間	0.0300

ニッセイ世界高配当株ファンド（年2回決算型）

	1口当たりの分配金（円）
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000
第23計算期間	0.0000
第24計算期間	0.0000

【収益率の推移】

ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）

	収益率（％）
第5特定期間	17.0
第6特定期間	3.4
第7特定期間	4.7
第8特定期間	9.4
第9特定期間	3.6
第10特定期間	4.1
第11特定期間	5.2
第12特定期間	4.3
第13特定期間	8.2
第14特定期間	17.9
第15特定期間	12.5
第16特定期間	11.2
第17特定期間	14.6
第18特定期間	5.5
第19特定期間	3.0
第20特定期間	11.7
第21特定期間	6.3
第22特定期間	16.8
第23特定期間	3.6
第24特定期間	6.0

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています。（第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）

ニッセイ世界高配当株ファンド（年２回決算型）

	収益率（％）
第5計算期間	17.4
第6計算期間	3.6
第7計算期間	4.9
第8計算期間	9.6
第9計算期間	3.7
第10計算期間	4.1
第11計算期間	5.3
第12計算期間	4.3
第13計算期間	8.5
第14計算期間	17.7
第15計算期間	12.7
第16計算期間	11.2
第17計算期間	14.9
第18計算期間	5.6
第19計算期間	3.1
第20計算期間	12.0
第21計算期間	6.4
第22計算期間	17.1
第23計算期間	3.8
第24計算期間	6.3

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

（４）【設定及び解約の実績】

ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第5特定期間	1,347,712,789	2,870,578,132	19,062,115,197
第6特定期間	515,947,974	2,853,217,772	16,724,845,399
第7特定期間	1,233,866,979	3,200,328,157	14,758,384,221
第8特定期間	810,223,004	2,978,532,127	12,590,075,098
第9特定期間	351,623,168	1,915,984,953	11,025,713,313
第10特定期間	311,406,646	1,032,145,165	10,304,974,794
第11特定期間	836,134,522	1,184,886,285	9,956,223,031
第12特定期間	499,734,490	1,243,547,717	9,212,409,804
第13特定期間	188,531,766	1,313,753,120	8,087,188,450
第14特定期間	80,065,277	450,171,145	7,717,082,582
第15特定期間	56,674,452	857,196,777	6,916,560,257
第16特定期間	22,814,877	914,125,350	6,025,249,784
第17特定期間	23,429,237	644,719,774	5,403,959,247
第18特定期間	188,930,714	563,199,475	5,029,690,486
第19特定期間	35,894,113	455,835,894	4,609,748,705
第20特定期間	522,588,155	205,986,497	4,926,350,363
第21特定期間	295,611,719	226,439,764	4,995,522,318
第22特定期間	110,227,224	349,088,817	4,756,660,725
第23特定期間	150,879,323	293,879,536	4,613,660,512
第24特定期間	32,867,856	206,613,813	4,439,914,555

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

ニッセイ世界高配当株ファンド（年２回決算型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第5計算期間	190,207,519	1,615,695,241	6,998,235,551
第6計算期間	146,577,690	1,211,224,642	5,933,588,599
第7計算期間	93,329,891	1,070,639,478	4,956,279,012
第8計算期間	95,413,633	1,265,192,985	3,786,499,660
第9計算期間	887,596	658,472,139	3,128,915,117
第10計算期間	13,240,285	269,862,950	2,872,292,452
第11計算期間	73,101,023	296,605,854	2,648,787,621
第12計算期間	37,075,030	285,183,109	2,400,679,542
第13計算期間	2,109,137	313,076,992	2,089,711,687
第14計算期間	38,505,345	173,622,273	1,954,594,759
第15計算期間	1,048,297	168,408,358	1,787,234,698
第16計算期間	4,408,105	215,607,786	1,576,035,017
第17計算期間	4,268,388	94,627,945	1,485,675,460
第18計算期間	22,572,098	98,788,115	1,409,459,443
第19計算期間	23,335,085	43,908,188	1,388,886,340
第20計算期間	41,544,235	112,735,092	1,317,695,483
第21計算期間	60,632,648	52,715,334	1,325,612,797
第22計算期間	42,967,104	85,253,223	1,283,326,678
第23計算期間	21,175,864	71,723,301	1,232,779,241
第24計算期間	559,307	73,549,597	1,159,788,951

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

3.運用実績

2025年7月末現在

●基準価額・純資産の推移

ニッセイ世界高配当株ファンド(毎月決算型)



- ・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	11,922円
純資産総額	52億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2025年 3 月	50円
2025年 4 月	50円
2025年 5 月	50円
2025年 6 月	50円
2025年 7 月	50円
直近1年間累計	600円
設定来累計	7,150円

ニッセイ世界高配当株ファンド(年2回決算型)



- ・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	25.283円
純資産総額	29億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2023年 7 月	0円
2024年 1 月	0円
2024年 7 月	0円
2025年 1 月	0円
2025年 7 月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●組入比率

ニッセイ世界高配当株ファンド
(毎月決算型)

NAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド FX・オープン・クラス	98.2%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.8%

・比率は対純資産総額比です。

ニッセイ世界高配当株ファンド
(年2回決算型)

NAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド FX・オープン・クラス	98.2%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.8%

・比率は対純資産総額比です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2025年7月末現在

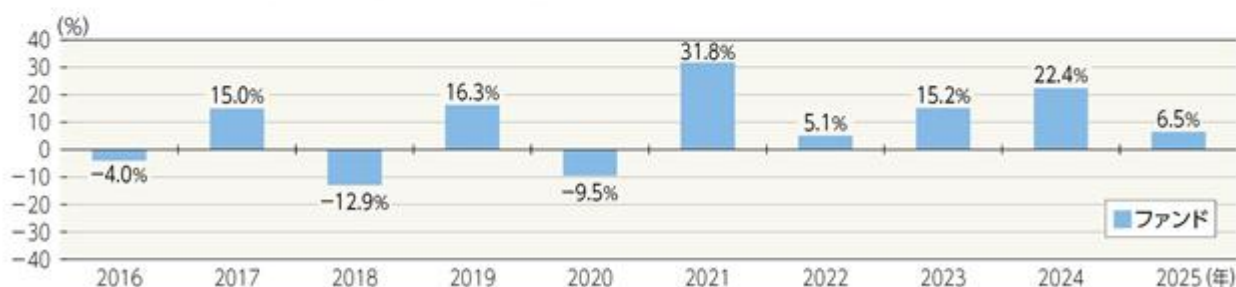
3.運用実績

●年間収益率の推移

ニッセイ世界高配当株ファンド(毎月決算型)



ニッセイ世界高配当株ファンド(年2回決算型)



・ファンドにはベンチマークはありません。

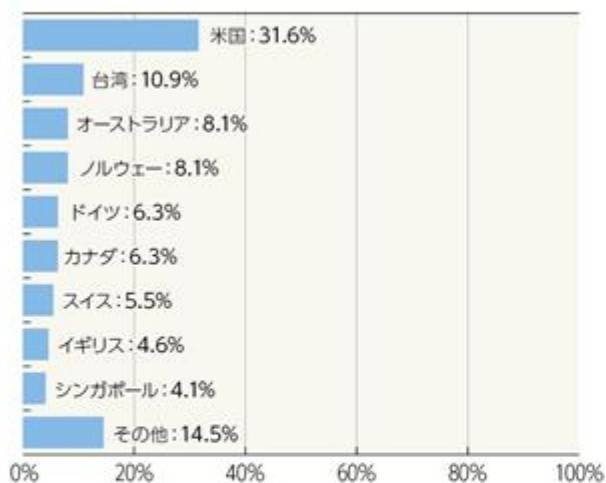
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2025年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

●投資対象ファンドにおける主要な資産の状況

NAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド FX・オープン・クラス

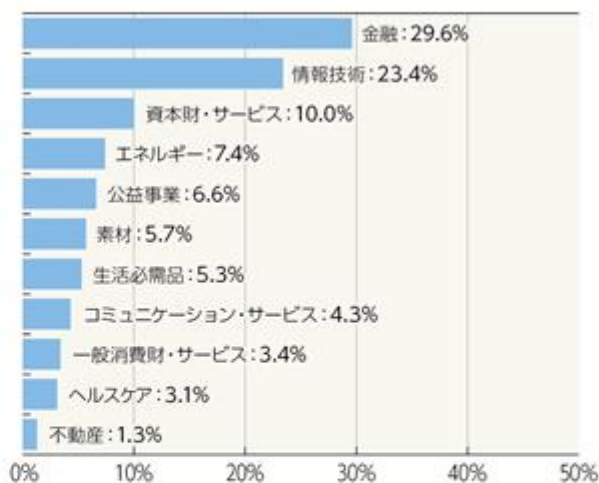
国・地域別比率



・比率は対組入株式等評価額比です。

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。

業種別比率



・比率は対組入株式等評価額比です。

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

3.運用実績

2025年7月末現在

●投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

NAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド FX・オープン・クラス

	銘柄	業種	比率
1	ブロードコム	情報技術	5.3%
2	台湾セミコンダクター	情報技術	5.1%
3	マニュライフ・ファイナンシャル	金融	4.8%
4	エイリス・キャピタル	金融	4.2%
5	DBSグループ・ホールディングス	金融	4.1%
6	シーメンス	資本財・サービス	4.0%
7	DNBバンク	金融	4.0%
8	スイス・リー	金融	3.9%
9	ウィリアムズ・カンパニーズ	エネルギー	3.6%
10	IBM	情報技術	3.5%

・比率は対組入株式等評価額比です。

・業種はGICS分類（セクター）によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

	銘柄	種別	比率
1	第752回 東京都公募公債	地方債	13.0%
2	第158回 共同発行市場公募地方債	地方債	11.8%
3	第756回 東京都公募公債	地方債	11.8%
4	平成28年度第5回 愛知県公募公債	地方債	11.7%
5	平成28年度第1回 広島県公募公債	地方債	11.7%

・比率は対組入債券評価額比です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付け（スイッチングの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消することがあります（スイッチングの場合も含みます）。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

- 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当り）とします。

販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

- 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. スwitchングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。
 - 保有しているファンドの換金の際に税金が差引かれる場合があります。税金についての詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

- 4．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付け（スイッチングの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消することがあります（スイッチングの場合も含みます）。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

各販売会社が定める単位とします。

- 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

< 解約請求の場合 >

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 買取請求の場合 >

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

- 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。
- 換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。

その他

- 1．受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 2．換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。

3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）で評価します。
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	計算日の基準価額で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2013年7月23日から2028年7月20日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間はファンドによって異なり、以下の通りです。

「毎月決算型」

毎月21日から翌月20日までとします。

「年2回決算型」

毎年1月21日から7月20日まで、および7月21日から翌年1月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5) 【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、ファンドが主要投資対象とする投資信託証券である「NAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド FX・オープン・クラス」が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 2. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回っている場合
 - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき
 3. 委託会社は、前記2.により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 4. 前記3.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該4.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 5. 前記3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 6. 前記3.から5.までの規定は、前記1.の規定に基づき信託契約を解約するとき、あるいは委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.から5.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更等 2. 」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 約款の変更等 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
 10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。
- 約款の変更等
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「 約款の変更等 」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）に

ついて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- 3．前記2．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
- 4．前記2．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6．前記2．から5．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7．前記1．から6．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1．から7．までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの1月および7月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、電磁的方法により提供します。ただし、受益者から書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行います。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金支払いコースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

(6) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

他の受益者の氏名または名称および住所

他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）

1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2）当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2025年1月21日から2025年7月22日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ニッセイ世界高配当株ファンド（年2回決算型）

1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2）当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間（2025年1月21日から2025年7月22日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23特定期間 2025年1月20日現在	第24特定期間 2025年7月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,610,105	1,787,272
コール・ローン	125,808,917	131,339,897
投資信託受益証券	5,240,262,635	5,201,560,597
親投資信託受益証券	10,017	10,040
流動資産合計	5,367,691,674	5,334,697,806
資産合計	5,367,691,674	5,334,697,806
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	23,068,302	22,199,572
未払解約金	8,049,316	-
未払受託者報酬	124,220	125,672
未払委託者報酬	5,466,031	5,529,764
その他未払費用	24,872	25,466
流動負債合計	36,732,741	27,880,474
負債合計	36,732,741	27,880,474
純資産の部		
元本等		
元本	4,613,660,512	4,439,914,555
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	717,298,421	866,902,777
（分配準備積立金）	1,078,426,912	1,045,497,031
元本等合計	5,330,958,933	5,306,817,332
純資産合計	5,330,958,933	5,306,817,332
負債純資産合計	5,367,691,674	5,334,697,806

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23特定期間 自 2024年7月23日 至 2025年1月20日	第24特定期間 自 2025年1月21日 至 2025年7月22日
営業収益		
受取配当金	173,848,239	169,108,812
受取利息	110,017	208,834
有価証券売買等損益	43,907,767	168,529,173
営業収益合計	217,866,023	337,846,819
営業費用		
受託者報酬	711,020	701,723
委託者報酬	31,286,623	30,877,527
その他費用	144,392	143,712
営業費用合計	32,142,035	31,722,962
営業利益又は営業損失（ ）	185,723,988	306,123,857
経常利益又は経常損失（ ）	185,723,988	306,123,857
当期純利益又は当期純損失（ ）	185,723,988	306,123,857
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,996,545	454,455
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	687,642,965	717,298,421
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,045,803	4,602,716
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,045,803	4,602,716
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,362,382	25,155,964
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,362,382	25,155,964
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	139,755,408	135,511,798
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	717,298,421	866,902,777

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第24特定期間	
	自 2025年1月21日	至 2025年7月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月20日及び7月20日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間末日が休業日のため、2025年1月21日から2025年7月22日までとなっております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第23特定期間	
	2025年1月20日現在	2025年7月22日現在
1. 期首元本額	4,756,660,725円	4,613,660,512円
期中追加設定元本額	150,879,323円	32,867,856円
期中一部解約元本額	293,879,536円	206,613,813円
2. 受益権の総数	4,613,660,512口	4,439,914,555口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第23特定期間	
	自 2024年7月23日 至 2025年1月20日	第24特定期間 自 2025年1月21日 至 2025年7月22日
1. 分配金の計算過程	（自2024年7月23日 至2024年8月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,169,488円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（792,623,451円）及び分配準備積立金（1,119,560,315円）より分配対象収益は1,936,353,254円（1万口当たり4,115.20円）であり、うち23,526,869円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	（自2025年1月21日 至2025年2月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,124,324円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（812,156,858円）及び分配準備積立金（1,073,388,693円）より分配対象収益は1,908,669,875円（1万口当たり4,145.07円）であり、うち23,023,372円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自2024年8月21日 至2024年9月20日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,964,838円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（792,139,690円）及び分配準備積立金（1,117,983,007円）より分配対象収益は1,934,087,535円（1万口当たり4,116.20円）であり、うち23,493,603円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自2024年9月21日 至2024年10月21日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（28,011,887円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（811,015,306円）及び分配準備積立金（1,085,087,698円）より分配対象収益は1,924,114,891円（1万口当たり4,127.34円）であり、うち23,309,403円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自2024年10月22日 至2024年11月20日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,655,468円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（809,880,146円）及び分配準備積立金（1,086,830,534円）より分配対象収益は1,920,366,148円（1万口当たり4,128.19円）であり、うち23,259,177円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自2024年11月21日 至2024年12月20日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,597,815円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（811,124,975円）及び分配準備積立金（1,072,841,389円）より分配対象収益は1,910,564,179円（1万口当たり4,135.77円）であり、うち23,098,054円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自2025年2月21日 至2025年3月21日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,277,590円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（804,131,033円）及び分配準備積立金（1,061,550,219円）より分配対象収益は1,888,958,842円（1万口当たり4,146.17円）であり、うち22,779,584円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自2025年3月22日 至2025年4月21日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,192,669円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（800,986,778円）及び分配準備積立金（1,056,291,278円）より分配対象収益は1,880,470,725円（1万口当たり4,147.32円）であり、うち22,670,928円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自2025年4月22日 至2025年5月20日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,895,896円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（796,094,329円）及び分配準備積立金（1,048,923,944円）より分配対象収益は1,872,914,169円（1万口当たり4,159.27円）であり、うち22,514,948円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自2025年5月21日 至2025年6月20日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,257,290円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（790,899,487円）及び分配準備積立金（1,043,757,306円）より分配対象収益は1,860,914,083円（1万口当たり4,168.08円）であり、うち22,323,394円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

	（自2024年12月21日 至2025年1月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,257,338円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（810,797,398円）及び分配準備積立金（1,074,237,876円）より分配対象収益は1,912,292,612円（1万口当たり4,144.85円）であり、うち23,068,302円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	（自2025年6月21日 至2025年7月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,064,703円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（787,776,110円）及び分配準備積立金（1,040,631,900円）より分配対象収益は1,855,472,713円（1万口当たり4,179.07円）であり、うち22,199,572円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
--	---	--

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	第23特定期間 自 2024年7月23日 至 2025年1月20日	第24特定期間 自 2025年1月21日 至 2025年7月22日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第23特定期間 2025年1月20日現在	第24特定期間 2025年7月22日現在
１． 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２． 時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第23特定期間 2025年1月20日現在	第24特定期間 2025年7月22日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	95,791,693	246,020,784
親投資信託受益証券	3	5
合計	95,791,696	246,020,789

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第23特定期間 2025年1月20日現在	第24特定期間 2025年7月22日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1555円 (11,555円)	1.1953円 (11,953円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年7月22日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	N A M ・ グローバル ・ ハイディ ビデンド ・ エクイティ ・ ファン ド F X ・ オープン ・ クラス	55,153,860	5,201,560,597	
投資信託受益証券 合計		55,153,860	5,201,560,597	
親投資信託受益証券	ニッセイマネーマーケット マ ザーファンド	9,984	10,040	
親投資信託受益証券 合計		9,984	10,040	
合計			5,201,570,637	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニッセイ世界高配当株ファンド（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 2025年1月20日現在	第24期 2025年7月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,201,800	1,119,965
コール・ローン	93,905,172	82,302,034
投資信託受益証券	2,882,828,154	2,884,502,416
親投資信託受益証券	10,017	10,040
未収入金	22,070,000	-
流動資産合計	3,000,015,143	2,967,934,455
資産合計	3,000,015,143	2,967,934,455
負債の部		
流動負債		
未払金	34,510,000	-
未払解約金	7,099,699	10,591,681
未払受託者報酬	388,783	385,004
未払委託者報酬	17,107,858	16,942,357
その他未払費用	95,028	94,604
流動負債合計	59,201,368	28,013,646
負債合計	59,201,368	28,013,646
純資産の部		
元本等		
元本	1,232,779,241	1,159,788,951
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,708,034,534	1,780,131,858
（分配準備積立金）	1,489,424,986	1,550,171,936
元本等合計	2,940,813,775	2,939,920,809
純資産合計	2,940,813,775	2,939,920,809
負債純資産合計	3,000,015,143	2,967,934,455

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2024年7月23日 至 2025年1月20日	第24期 自 2025年1月21日 至 2025年7月22日
営業収益		
受取配当金	95,311,353	92,940,968
受取利息	58,172	115,528
有価証券売買等損益	29,301,385	93,193,317
営業収益合計	124,670,910	186,249,813
営業費用		
受託者報酬	388,783	385,004
委託者報酬	17,107,858	16,942,357
その他費用	95,028	94,604
営業費用合計	17,591,669	17,421,965
営業利益又は営業損失（ ）	107,079,241	168,827,848
経常利益又は経常損失（ ）	107,079,241	168,827,848
当期純利益又は当期純損失（ ）	107,079,241	168,827,848
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,496,120	4,428,786
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,664,845,537	1,708,034,534
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,616,436	743,646
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,616,436	743,646
剰余金減少額又は欠損金増加額	93,002,800	101,902,956
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	93,002,800	101,902,956
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,708,034,534	1,780,131,858

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第24期	
	自 2025年1月21日	至 2025年7月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年1月20日及び7月20日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間末日が休業日のため、2025年1月21日から2025年7月22日までとなっております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第23期	第24期
	2025年1月20日現在	2025年7月22日現在
1. 期首元本額	1,283,326,678円	1,232,779,241円
期中追加設定元本額	21,175,864円	559,307円
期中一部解約元本額	71,723,301円	73,549,597円
2. 受益権の総数	1,232,779,241口	1,159,788,951口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第23期	第24期
	自 2024年7月23日 至 2025年1月20日	自 2025年1月21日 至 2025年7月22日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（80,055,219円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（345,146,301円）及び分配準備積立金（1,409,369,767円）より分配対象収益は1,834,571,287円（1万口当たり14,881.59円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（82,924,509円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（66,665,962円）、収益調整金（325,385,430円）及び分配準備積立金（1,400,581,465円）より分配対象収益は1,875,557,366円（1万口当たり16,171.54円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	第23期	第24期
	自 2024年7月23日 至 2025年1月20日	自 2025年1月21日 至 2025年7月22日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3． 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 2025年1月20日現在	第24期 2025年7月22日現在
１． 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２． 時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第23期 2025年1月20日現在	第24期 2025年7月22日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	32,223,830	97,938,519
親投資信託受益証券	8	23
合計	32,223,838	97,938,542

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第23期 2025年1月20日現在	第24期 2025年7月22日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.3855円 (23,855円)	2.5349円 (25,349円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年7月22日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	N A M ・ グローバル ・ ハイディ ビデンド ・ エクイティ ・ ファン ド F X ・ オープン ・ クラス	30,585,329	2,884,502,416	
投資信託受益証券 合計		30,585,329	2,884,502,416	
親投資信託受益証券	ニッセイマネーマーケット マ ザーファンド	9,984	10,040	
親投資信託受益証券 合計		9,984	10,040	
合計			2,884,512,456	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）」、「ニッセイ世界高配当株ファンド（年２回決算型）」は、「N A M ・ グローバル ・ ハイディビデンド ・ エクイティ ・ ファン ド F X ・ オープン ・ クラス」投資信託証券及び「ニッセイマネーマーケット マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「親投資信託受益証券」は、すべて同投資信託の受益証券及び同親投資信託の受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における直近の同投資信託及び同親投資信託の状況は以下の通りであります。それらは監査意見の対象外であります。

「NAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド FX・オープン・クラス」の状況

当該財務諸表は、「NAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド」（ケイマン籍外国投資信託証券）の2025年3月31日現在の財務諸表のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。

同ファンドの財務諸表は、現地の諸法規に準拠して作成されており、独立監査人の監査を受けております。なお、「投資有価証券明細表」については、独立監査人の監査を受けておりません。

（１）損益計算書（2024年4月1日～2025年3月31日）

< NAM・グローバル・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド >

(円)

収益

配当金	336,859,311
受取利息	16,406,930
外国為替取引益（損）	(4,176,654)
有価証券取引益（損）（評価損益を含む）	525,762,057
収益(損失)合計	874,851,644

費用

管理事務代行報酬	7,441,685
管理報酬	39,739,452
年次規制手数料	1,213,022
名義書換代行報酬	2,791,607
信託報酬	2,471,266
監査報酬	6,411,427
外部専門家支払報酬	655,437
受託者報酬	3,100,756
取引費用	3,601,944
サービス手数料	80,032
費用合計	67,506,628

税引前利益(損失)

807,345,016

源泉税

(71,276,708)

運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の純増（減）（受益者に対する分配前）

736,068,308

受益者に対する分配

(541,212,827)

運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の純増（減）

194,855,481

(2) 投資有価証券明細表(2025年3月31日現在)

Description	Bloomberg Ticker	Cusip Pricing Number	ISIN	Security Number	Holding / Shares	Bid Price	Exch Rate	Market Value (Base)
ARES CAPITAL CORP	ARCC UW	04010L103	Equity	04010L103	105,963,0000	22.160000	0.006987000	361,150,004.00
RIO TINTO PLC	RIO UN	0718875	Equity	0718875	12,127,0000	45.865000	0.005181000	107,354,731.00
BROADCOM INC	AVGO UW	11135F101	Equity	11135F101	11,836,0000	167.430000	0.006987000	296,351,350.00
CME GROUP INC	CME UW	12572Q105	Equity	12572Q105	4,316,0000	265.290000	0.006987000	171,226,505.00
COCA-COLA CO/THE	KO UN	191216100	Equity	191216100	25,352,0000	71.620000	0.006987000	271,528,374.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	MFC CT	96501R967	Equity	2492519	98,835,0000	44.940000	0.006925000	490,442,743.00
DOW INC	DOW UN	260557103	Equity	290557103	12,693,0000	34.920000	0.006987000	66,263,769.00
EOG RESOURCES INC	EOG UN	26875P101	Equity	26875P101	11,490,0000	128.240000	0.006987000	220,348,574.00
ROYAL BANK OF CANADA	RY CT	780087853	Equity	2754383	5,746,0000	162.100000	0.006925000	96,771,595.00
INTL BUSINESS MACHINES CO	IBM UN	459200101	Equity	459200101	8,103,0000	248.660000	0.006987000	301,314,787.00
DHL GROUP	DHL GY	4617859	Equity	4617859	11,641,0000	39.480000	0.006191000	74,234,644.00
THE TOYOTA	TOYO FH	5479702	Equity	5479702	53,981,0000	15.990000	0.006191000	139,421,126.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	MBG GY	5529027	Equity	5529027	10,630,0000	54.190000	0.006191000	93,044,694.00
ELISA OYJ	ELSA FH	5701513	Equity	5701513	10,227,0000	45.080000	0.006191000	74,468,286.00
SIEMENS AG-REG	SIE GY	5727973	Equity	5727973	7,787,0000	211.900000	0.006191000	266,526,458.00
REALTEK SEMICONDUCTOR COR	2379 TT	6051422	Equity	6051422	52,000,0000	523.000000	0.222031000	122,487,400.00
BHP GROUP LTD	BHP AT	6144690	Equity	6144690	60,624,0000	38.200000	0.010731000	215,808,107.00
DBS GROUP HOLDINGS LTD	DBS SP	6175203	Equity	6175203	55,570,0000	46.470000	0.006989000	287,309,513.00
APA GROUP	APA AT	6247306	Equity	6247306	119,938,0000	7.900000	0.010731000	89,296,543.00
MEDIATEK INC	2454 TT	6372480	Equity	6372480	24,000,0000	1,390.000000	0.222031000	150,249,290.00
SHINHAN FINANCIAL GROUP L	055550 KP	6387502	Equity	6387502	17,381,0000	47,050.000000	9.846994000	83,049,390.00
SIMPLO TECHNOLOGY CO LTD	6121 TT	6421928	Equity	6421928	46,000,0000	373.000000	0.222031000	77,277,497.00
HYUNDAI MOTOR CO	005380 KP	6451055	Equity	6451055	5,292,0000	197,200.000000	9.846994000	105,991,194.00
NEWELL BRANDS INC	NWL UW	651229106	Equity	651229106	45,494,0000	6.200000	0.006987000	42,180,789.00
BANK MANDIRI PERSERO TBK	BMRI UJ	6651048	Equity	6651048	1,240,000,0000	5,200.000000	110.736901000	58,226,686.00
SPARK NEW ZEALAND LTD	SPK NZ	6881436	Equity	6881436	475,802,0000	2.050000	0.011807000	82,611,510.00
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANU	2330 TT	6889106	Equity	6889106	72,000,0000	910.000000	0.222031000	295,093,928.00
NOVARTIS AG-REG	NOVN SE	7103065	Equity	7103065	7,149,0000	97.840000	0.005918000	118,231,602.00
PFIZER INC	PFE UN	717081103	Equity	717081103	30,038,0000	25.340000	0.006987000	113,827,265.00
PHILIP MORRIS INTERNATION	PM UN	718172109	Equity	718172109	5,799,0000	158.730000	0.006987000	137,651,454.00
VERIZON COMMUNICATIONS IN	VZ UN	92343V104	Equity	92343V104	11,870,0000	45.360000	0.006987000	80,517,900.00
VOLVO AB-B SHS	VOLVB SS	81CH830	Equity	828856301	47,510,0000	293.200000	0.067173000	207,373,975.00
WILLIAMS COS INC	WMB UN	969457100	Equity	969457100	30,974,0000	59.780000	0.006987000	278,806,676.00
SUPER RETAIL GROUP LTD	SUL AT	801C7R0	Equity	801C7R0	26,389,0000	12.910000	0.010731000	31,747,460.00
ATEA ASA	ATEA NO	812TR11	Equity	812TR11	92,110,0000	129.600000	0.070447000	189,453,007.00
BANCA GENERALI SPA	BGN IM	81HK5V6	Equity	81HK5V6	12,195,0000	51.800000	0.006191000	102,035,374.00
VEIDEKKE ASA	VEI NO	81XCHJ7	Equity	81XCHJ7	67,237,0000	146.800000	0.070447000	140,110,886.00
IBERDROLA SA	IBE SO	8298C92	Equity	8298C92	58,585,0000	14.940000	0.006191000	141,378,175.00
SWISS RE AG	SREN SE	8545M05	Equity	8545M05	10,906,0000	150.000000	0.005918000	278,521,298.00
NATIONAL GRID PLC	NGI UN	8DR05C0	Equity	8DR05C0	114,762,0000	10.095000	0.005181000	223,609,803.00
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO	3711 TT	8FXZDY1	Equity	8FXZDY1	290,000,0000	143.000000	0.222031000	167,454,094.00
NINE ENTERTAINMENT CO HOL	NEC AT	8QCV183	Equity	8QCV183	402,771,0000	1.505000	0.010731000	56,487,779.00
AMCOR PLC	AMCR UN	8J1F307	Equity	8J1F307	57,727,0000	8.700000	0.006987000	83,737,386.00
RURAL FUNDS GROUP	RFF AT	8JV0378	Equity	8JV0378	550,026,0000	1.740000	0.010731000	99,185,580.00
WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	WDS AT	8MGT167	Equity	8MGT167	30,734,0000	23.120000	0.010731000	66,216,576.00
DNB BANK ASA	DNB NO	8NGT713	Equity	8NGT713	79,453,0000	275.900000	0.070447000	310,720,137.00

ニッセイマネーマーケット マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年7月22日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	6,415,065
コール・ローン	418,603,584
地方債証券	1,640,815,277
未収利息	674,318
前払費用	85,833
流動資産合計	2,066,594,077
資産合計	2,066,594,077
負債の部	
流動負債	
未払解約金	5,196,395
流動負債合計	5,196,395
負債合計	5,196,395
純資産の部	
元本等	
元本	2,049,763,830
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	11,633,852
元本等合計	2,061,397,682
純資産合計	2,061,397,682
負債純資産合計	2,066,594,077

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2025年1月21日 至 2025年7月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年7月22日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,962,181,535円
同期中追加設定元本額	265,027,160円
同期中一部解約元本額	177,444,865円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイグローバル好配当株式プラス（毎月決算型）	10,000円
ニッセイマネーマーケットファンド（適格機関投資家限定）	49,866,372円
ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（毎月決算型）	9,994円
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）	9,984円
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年2回決算型）	9,984円
ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）	9,984円
ニッセイ世界高配当株ファンド（年2回決算型）	9,984円
J P X日経400アクティブ・オープン 米ドル投資型	9,976円
J P X日経400アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）	9,976円
ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）	9,974円

ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン(年2回決算型)	9,974円
ニッセイA I 関連株式ファンド(為替ヘッジあり)	9,967円
ニッセイA I 関連株式ファンド(為替ヘッジなし)	9,967円
ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド(資産成長型)	9,968円
DCニッセイターゲットデットファンド2025	1,999,538,405円
ニッセイ/コムジェスト新興国成長株ファンド(資産成長型)	9,969円
ニッセイ/コムジェスト新興国成長株ファンド(年2回決算型)	9,969円
ニッセイA I 関連株式ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)	9,969円
ニッセイA I 関連株式ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)	9,969円
ニッセイ/シュローダー・グローバルCBファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)	9,970円
ニッセイ/シュローダー・グローバルCBファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)	9,970円
ニッセイ/シュローダー・グローバルCBファンド(資産成長型・為替ヘッジあり)	9,970円
ニッセイ/シュローダー・グローバルCBファンド(資産成長型・為替ヘッジなし)	9,970円
グローバル・ディスラプター成長株ファンド(予想分配金提示型)	9,972円
グローバル・ディスラプター成長株ファンド(資産成長型)	9,972円
ニッセイ新興国テクノロジー関連株式ファンド(予想分配金提示型)	9,972円
ニッセイ新興国テクノロジー関連株式ファンド(資産成長型)	9,972円
ニッセイ/シュローダー好利回りCBファンド2023-02(為替ヘッジあり・限定追加型)	9,974円
限定追加型・繰上償還条項付 ニッセイ世界リカバリー株式厳選ファンド2023-07(為替ヘッジあり)	9,975円
ニッセイ・マルチアセット・インカム戦略ファンド(資産成長型)	9,975円
ニッセイ・マルチアセット・インカム戦略ファンド(毎月決算型)	9,975円
ニッセイS&P500リカバリー戦略株式ファンド	9,973円
ニッセイ・インド中小型株式ファンド	9,969円
ニッセイ・インド株式ファンド<購入・換金手数料なし>	9,964円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり)	9,968円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド(毎月決算型・為替ヘッジなし)	9,968円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)	9,968円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)	9,968円
計	2,049,763,830円
2. 受益権の総数	2,049,763,830口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年1月21日 至 2025年7月22日
１． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
３． 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年7月22日現在
１． 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年7月22日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
地方債証券	-
合計	-

（注）「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2025年4月16日から2025年7月22日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年7月22日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0057円 (10,057円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年7月22日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
地方債証券	第748回 東京都公募公債	87,000,000	87,019,842	
	第752回 東京都公募公債	200,000,000	199,602,696	
	第756回 東京都公募公債	182,000,000	181,088,570	
	令和2年度第10回 北海道公募公債（5年）	175,000,000	174,854,806	
	平成27年度第13回 京都府公募公債	180,000,000	179,310,720	
	平成28年度第5回 愛知県公募公債	182,000,000	181,052,272	
	平成28年度第1回 広島県公募公債	181,000,000	180,123,515	
	第148回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,001,236	
	第158回 共同発行市場公募地方債	182,000,000	181,105,065	
	平成27年度第1回 静岡市公募公債	87,000,000	86,983,862	
	令和2年度第3回 仙台市公募公債（5年）	90,000,000	89,672,693	
地方債証券 合計		1,646,000,000	1,640,815,277	
合計			1,640,815,277	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）

2025年7月31日現在

資産総額	5,289,624,106円
負債総額	2,999,132円
純資産総額（ - ）	5,286,624,974円
発行済数量	4,434,480,636口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1922円

ニッセイ世界高配当株ファンド（年2回決算型）

2025年7月31日現在

資産総額	2,932,978,906円
負債総額	1,370,643円
純資産総額（ - ）	2,931,608,263円
発行済数量	1,159,515,536口
1口当たり純資産額（ / ）	2.5283円

（参考）

ニッセイマネーマーケット マザーファンド

2025年7月31日現在

資産総額	2,078,319,757円
負債総額	1,844,525円
純資産総額（ - ）	2,076,475,232円
発行済数量	2,064,463,060口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0058円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

ありません。

（３）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2025年7月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近 5 年間における資本金の増減はありません。

（２）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低 3 名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長 1 名を選任します。また、取締役会は、取締役会長 1 名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年7月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	401	77,266
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	125	18,998
単位型公社債投資信託	0	0
合計	526	96,264

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨ててして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（自2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		23,594,998		22,854,185
有価証券		4,958,109		8,572,194
前払費用		645,436		658,467
未収委託者報酬		7,068,985		7,296,469
未収運用受託報酬		7,149,867		7,995,592
未収投資助言報酬		308,690		283,590
その他		58,384		44,991
流動資産合計		43,784,472		47,705,492
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	1	143,306	1	150,025
車両	1	0	1	0
器具備品	1	67,645	1	66,448
有形固定資産合計		210,951		216,474
無形固定資産				
ソフトウェア		1,890,946		3,280,169
ソフトウェア仮勘定		1,968,913		849,779
その他		8,032		8,013
無形固定資産合計		3,867,892		4,137,963
投資その他の資産				
投資有価証券		47,543,934		45,045,217
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		27,817		10,950
差入保証金		360,305		355,422
繰延税金資産		1,809,123		1,773,861
その他		12,801		34,973
投資その他の資産合計		49,820,204		47,286,649
固定資産合計		53,899,049		51,641,087
資産合計		97,683,522		99,346,580

負債の部

流動負債

預り金	89,613	63,906
未払収益分配金	6,178	6,131
未払手数料	2,551,424	2,657,754
未払運用委託報酬	4,921,643	4,710,021
未払投資助言報酬	895,917	968,972
その他未払金	1,753,139	1,016,371
未払費用	181,100	196,870
未払法人税等	3,839,095	4,057,802
未払消費税等	937,421	701,846
賞与引当金	1,342,646	1,395,185
その他	34,063	24,296
流動負債合計	16,552,244	15,799,159

固定負債

長期未払金	-	11,975
退職給付引当金	2,474,312	2,576,216
役員退職慰労引当金	21,250	-
固定負債合計	2,495,562	2,588,191

負債合計

19,047,806	18,387,350
------------	------------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840

利益剰余金

利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	60,488,508	62,659,698

利益剰余金合計	61,168,315	63,339,505
---------	------------	------------

株主資本合計	79,450,155	81,621,345
--------	------------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	484,519	400,087
繰延ヘッジ損益	329,920	262,029
評価・換算差額等合計	814,439	662,116

純資産合計	78,635,715	80,959,229
-------	------------	------------

負債・純資産合計	97,683,522	99,346,580
----------	------------	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	29,505,710	31,456,939
運用受託報酬	24,242,291	26,331,034
投資助言報酬	1,181,976	1,238,881
その他営業収益	11,333	10,956
営業収益計	54,941,312	59,037,813
営業費用		
支払手数料	11,188,210	11,805,264
広告宣伝費	46,512	80,550
公告費	375	625
調査費	14,344,571	16,210,069
支払運用委託報酬	8,375,976	9,615,456
支払投資助言報酬	3,524,180	3,870,774
委託調査費	140,696	168,932
調査費	2,303,717	2,554,905
委託計算費	281,167	301,022
営業雑経費	980,132	1,216,684
通信費	72,591	68,975
印刷費	174,220	163,162
協会費	37,566	37,581
その他営業雑経費	695,754	946,964
営業費用計	26,840,969	29,614,216
一般管理費		
役員報酬	242,750	289,676
給料・手当	5,515,210	5,718,948
賞与引当金繰入額	1,325,993	1,394,643
賞与	329,794	339,838
福利厚生費	1,094,736	1,179,383
退職給付費用	446,711	476,160
役員退職慰労引当金繰入額	8,700	1,937
役員退職慰労金	821	575
その他人件費	192,956	191,598
不動産賃借料	805,677	800,728
その他不動産経費	37,672	33,242
交際費	28,219	29,941
旅費交通費	177,813	173,926
固定資産減価償却費	687,280	976,601
租税公課	393,138	390,131
業務委託費	414,081	461,373
器具備品費	1,022,398	998,175
保険料	49,463	45,554
寄付金	4,382	10,171
諸経費	352,612	428,756
一般管理費計	13,130,414	13,941,364
営業利益	14,969,928	15,482,231
営業外収益		

受取利息		825		4,078
有価証券利息		61,304		98,927
受取配当金	1	61,395	1	41,227
為替差益		182,640		-
その他営業外収益		8,780		38,594
営業外収益計		314,945		182,828
営業外費用				
為替差損		-		20,890
金融派生商品費用		185,184		136,943
控除対象外消費税		11,281		14,014
その他営業外費用		14,042		952
営業外費用計		210,509		172,801
経常利益		15,074,365		15,492,258
特別利益				
投資有価証券売却益		220,932		182,453
投資有価証券償還益		65,698		277
特別利益計		286,630		182,731
特別損失				
投資有価証券売却損		5,154		187,500
投資有価証券償還損		55,591		397,772
固定資産売却損		-		211
固定資産除却損	2	8,209	2	773
事故損失賠償金	3	71		-
特別損失計		69,028		586,258
税引前当期純利益		15,291,967		15,088,731
法人税、住民税及び事業税		4,785,139		4,513,024
法人税等調整額		114,620		46,562
法人税等合計		4,670,518		4,466,462
当期純利益		10,621,448		10,622,269

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	8,038,816	8,038,816	8,038,816
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,621,448	10,621,448	10,621,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	2,582,632	2,582,632	2,582,632
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,488,508	61,168,315	79,450,155

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	254,732	306,177	560,910	76,306,613
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	8,038,816
当期純利益	-	-	-	10,621,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	229,786	23,743	253,529	253,529
当期変動額合計	229,786	23,743	253,529	2,329,102
当期末残高	484,519	329,920	814,439	78,635,715

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,488,508	61,168,315	79,450,155
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	46,146	46,146	46,146
遡及処理後当期首 残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,534,655	61,214,462	79,496,302
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	8,497,226	8,497,226	8,497,226
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,622,269	10,622,269	10,622,269
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	2,125,043	2,125,043	2,125,043
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	62,659,698	63,339,505	81,621,345

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	484,519	329,920	814,439	78,635,715
会計方針の変更による 累積的影響額	46,146	-	46,146	-
遡及処理後当期首残 高	530,666	329,920	860,586	78,635,715
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	8,497,226
当期純利益	-	-	-	10,622,269
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	130,578	67,891	198,470	198,470
当期変動額合計	130,578	67,891	198,470	2,323,513
当期末残高	400,087	262,029	662,116	80,959,229

注記事項

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。

5．収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。
6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7．ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ヘッジ方針 ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
8．グループ通算制度の適用	当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という）等を、当会計期間の期首から適用し、資産または負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当会計期間の所得に対する法人税、住民税及び事業税等の計上区分を見直しております。

2022年改正会計基準等の適用については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに従っており、2022年改正会計基準が定める新たな会計方針を当会計期間の期首より適用しております。この結果、当会計期間の期首の利益剰余金が46,146千円増加するとともに、その他有価証券評価差額金の当期首残高が同額減少しております。

（追加情報）

（役員退職慰労金制度の廃止）

当社は、2024年6月26日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、前期に計上していた「役員退職慰労引当金」を取り崩し打ち切り支給額の未払金11,975千円を固定負債の「長期未払金」として表示しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

1．概要

2016年1月に国際会計基準審議会（IASB）より国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）が公表され、同年2月に米国財務会計基準審議会（FASB）よりFASB Accounting Standards Codification（FASBによる会計基準のコード化体系）のTopic 842「リース」（以下「Topic 842」という。）が公表されました。IFRS第16号及びTopic 842では、借手の会計処理に関して、主に費用配分の方法が異なるものの、原資産の引渡しによりリースの借手に支配が移転した使用権部分に係る資産（使用権資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する使用権モデルにより、オペレーティング・リースも含むすべてのリースについて資産及び負債を計上することとされています。IFRS第16号及びTopic 842の公表により、我が国の会計基準とは、特に負債の認識において違いが生じることとなり、国際的な比較において議論となる可能性がありました。

こうした状況への対応として、2024年9月13日に企業会計基準委員会により、リースに関する会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針が公表されました。

2．適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

3．当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準の適用指針」の運用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物附属設備	350,825千円	363,224千円
車両	6,729	6,729
器具備品	463,698	472,611
計	821,253	842,565

（損益計算書関係）

1．各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
受取配当金	42,264千円	20,664千円

2．固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	6,353	773
ソフトウェア	1,856	-
計	8,209	773

3．事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2023年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,038,816千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	74,126円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,497,226千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	78,353円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	10,622,373千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	97,949円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来さないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等（注１）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	28,036,676	27,975,611	61,065
其他有価証券	24,465,367	24,465,367	-
資産計	52,502,043	52,440,978	61,065
デリバティブ取引（ ）			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	10,936	10,936	-
デリバティブ取引計	10,936	10,936	-

（ ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	32,793,713	32,360,235	433,478
その他有価証券	20,823,699	20,823,699	-
資産計	53,617,412	53,183,934	433,478
デリバティブ取引（ ）			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	14,098	14,098	-
デリバティブ取引計	14,098	14,098	-

（ ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

（注１）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)
関係会社株式	66,222

（単位：千円）

区分	当事業年度 (2025年3月31日)
関係会社株式	66,222

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	3,473,100	20,992,267	-	24,465,367
デリバティブ取引（ ） 為替予約	-	10,936	-	10,936
合計	3,473,100	20,981,331	-	24,454,430

（ ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	20,823,699	-	20,823,699
デリバティブ取引（ ） 為替予約	-	14,098	-	14,098
合計	-	20,837,797	-	20,837,797

（ ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	27,975,611	-	27,975,611
合計	-	27,975,611	-	27,975,611

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	32,360,235	-	32,360,235
合計	-	32,360,235	-	32,360,235

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	23,594,998	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,950,000	23,050,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債等	-	-	-	3,000,000
その他（注）	8,363,707	9,339,165	2,160,208	928,678
合計	36,908,706	32,389,165	2,160,208	3,928,678

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	22,854,185	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	8,570,000	24,280,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債等	-	-	-	-
その他（注）	2,735,734	16,137,863	1,020,217	-
合計	34,159,920	40,417,863	1,020,217	-

（注）投資信託受益証券であります。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,094,587	1,098,374	3,786
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,094,587	1,098,374	3,786
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	26,942,089	26,877,237	64,852
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	26,942,089	26,877,237	64,852
合計		28,036,676	27,975,611	61,065

当事業年度（2025年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	497,111	498,590	1,478
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	497,111	498,590	1,478
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	32,296,601	31,861,645	434,956
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	32,296,601	31,861,645	434,956
合計		32,793,713	32,360,235	433,478

２．その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	3,473,100	3,459,180	13,920
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	6,089,659	5,473,000	616,659
	小計	9,562,759	8,932,180	630,579
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	14,902,608	16,307,000	1,404,391
	小計	14,902,608	16,307,000	1,404,391
合計		24,465,367	25,239,180	773,812

（注１）投資信託受益証券等であります。

（注２）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	6,931,654	6,388,965	592,688
	小計	6,931,654	6,388,965	592,688
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	13,892,045	15,089,000	1,196,954
	小計	13,892,045	15,089,000	1,196,954
合計		20,823,699	21,427,965	604,265

（注１）投資信託受益証券等であります。

（注２）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	2,529,777	220,932	5,154
合計	2,529,777	220,932	5,154

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	3,365,754	-	93,425
(3)その他	5,959,412	182,453	94,075
合計	9,325,167	182,453	187,500

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

前事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （千円）	契約額等のうち1年超 （千円）	時価 （千円）
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	916,030	-	10,936
合計			916,030	-	10,936

（注１） 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（注２） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

当事業年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （千円）	契約額等のうち1年超 （千円）	時価 （千円）
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	668,354	-	14,098
合計			668,354	-	14,098

（注１） 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（注２） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

2．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,226,246 千円	2,284,401 千円
勤務費用	295,775	311,827
利息費用	14,661	19,553
数理計算上の差異の発生額	16,051	67,081
退職給付の支払額	240,354	251,223
その他	4,124	851
退職給付債務の期末残高	2,284,401	2,298,329

（２）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	162,914千円	160,035千円
退職給付費用	16,453	17,740
退職給付の支払額	15,208	805
その他	4,124	6,498
退職給付引当金の期末残高	160,035	183,469

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,444,436千円	2,481,798千円
未認識数理計算上の差異	29,875	94,417
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,474,312	2,576,216
退職給付引当金	2,474,312	2,576,216
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,474,312	2,576,216

(4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	16,453千円	17,740千円
勤務費用	295,775	311,827
利息費用	14,661	19,553
数理計算上の差異の当期費用処理額	670	2,539
確定給付制度に係る退職給付費用	327,560	346,581

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.88 %	1.55 %

3 . 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において81,815千円、当事業年度において84,597千円であり、退職給付費用に計上しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	411,118 千円	427,205 千円
未払事業税	154,657	138,469
退職給付引当金	757,634	810,802
税務上の繰延資産償却超過額	1,901	1,670
役員退職慰労引当金	6,506	-
投資有価証券評価差額	459,720	414,969
減価償却超過額	1,035	1,066
その他	203,947	179,936
小計	1,996,521	1,974,120
評価性引当額	7,242	7,558
繰延税金資産合計	1,989,278	1,966,562
繰延税金負債		
特別分配金否認	15,934	21,837
投資有価証券評価差額	164,220	170,863
繰延税金負債合計	180,154	192,701
繰延税金資産(は負債)の純額	1,809,123	1,773,861

- ２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

- ３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

これにより、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

- ４．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,138,470

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,804,755

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （自 2023年4月1日 至2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至2025年3月31日）
営業収益		
投資信託委託業務	29,505,710	31,456,939
投資運用業務（注）	24,242,291	26,331,034
投資助言業務	1,181,976	1,238,881
その他営業収益	11,333	10,956
計	54,941,312	59,037,813

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の「５．収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

（ 関連当事者との取引 ）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	6,088,919	未収運用受託報酬	1,590,885
								投資助言報酬の受取	117,195	未収投資助言報酬	11,015
								グループ通算に伴う支払	624,787	その他未払金	624,787

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	50,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	6,751,148	未収運用受託報酬	1,728,378
								投資助言報酬の受取	117,115	未収投資助言報酬	10,644
								グループ通算に伴う支払	117,888	その他未払金	117,888

- （注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2．取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2．親会社に関する注記

親会社情報
日本生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
１株当たり純資産額	725,100円65銭	746,525円79銭
１株当たり当期純利益金額	97,940円47銭	97,948円4銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当期純利益	10,621,448千円	10,622,269千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	10,621,448千円	10,622,269千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（ 1 ）受託会社

a . 名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

b . 資本金の額

2025年3月末現在、324,279百万円

c . 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a . 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b . 資本金の額

2025年3月末現在、10,000百万円

c . 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（ 2 ）販売会社

（資本金の額：2025年3月末現在）

a . 名称	b . 資本金の額 （単位：百万円）	c . 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

（ 1 ）受託会社

投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（ 2 ）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2025年3月10日	臨時報告書
2025年4月18日	有価証券報告書
	有価証券届出書
2025年6月10日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 健 嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
- 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月20日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和 政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）の2025年1月21日から2025年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月20日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和 政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ世界高配当株ファンド（年2回決算型）の2025年1月21日から2025年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ世界高配当株ファンド（年2回決算型）の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。